

恭仁京の歴史地理学的研究 第一報

—— 現景観の観察・測定にもとづく

朝堂院・内裏・宮域および右京「作り道」考——

足 利 健 亮

【要約】 一万分ノ一空中写真による道路・畦畔・溝渠・微地形の検討と、その結果にもとづいた必要箇所 の現地観察・測定という方法で、恭仁宮朝堂院・内裏・大内裏（宮域）プランおよび京内の主要道路の復原を試みた。

その結果、(一)東西約二〇〇メートル、南北約五〇〇メートルの、四周を自然または人工的小崖や明瞭な畦溝で区切られた、朝堂院址と考えられる平坦な面を認めることができた。(二)その推定朝堂院址の北にはほぼ接する位置に、一辺約二〇〇メートルの正方形プランに合致する畦溝が認められ、その範囲を内裏と推定するに至った。(三)推定朝堂院・内裏を中心として、方八町の恭仁宮域（大内裏）を図上で画定し、その当否を検討したところ、道路・畦溝等の地割、地形、地名のいずれの点からみても、その区画は宮域と考えるのに妥当なものであることが明らかになった。(四)さらに恭仁京右京にあたると思われる木津地区に、おそらく恭仁京時代に作られ、同時代にもっとも重要な役割をはたしたと考えられる道路址を見出し、それをもとにして山背と大和とを結ぶ交通路に関する一つの見解を示すことができた。

史林 五二卷三号・一九六九年五月

一、はじめに

恭仁京は、周知のように天平一二年（七四〇）末からわずか三年間の短命な都であった。聖武天皇は同年一〇月末に発して関東を一巡し、一二月一五日、山背国相楽郡玉井頓宮

から恭仁宮に入ってその経営に着手するが、それから三年後の廃都、および廃都後の大極殿の処置に至る概略の経過は、『統日本紀』の次の記事によって追跡することができる。

天平一二年一二月一五日「皇帝在_レ前幸_二恭仁宮_一。始作_二京都_一。大上天皇皇后在_レ後而至。」

天平一三年一月二日「天皇勅曰。号为大義徳恭仁大宮也。」

天平一五年二月二十六日「初壞平城大極殿并步廊。遷造於恭仁宮。四年於茲。其功纔畢矣。用度所費不可勝計。至是更造紫香樂宮。仍停恭仁宮造作焉。」

天平一六年二月二〇日「運恭仁宮高御座并大櫓於難波宮。」

天平一六年二月二十六日「左大臣宣勅云。今以難波宮定為皇都。宜知此状。京戸百姓任意往來。」

天平一八年九月二十九日「恭仁宮大極殿施入園分寺。」

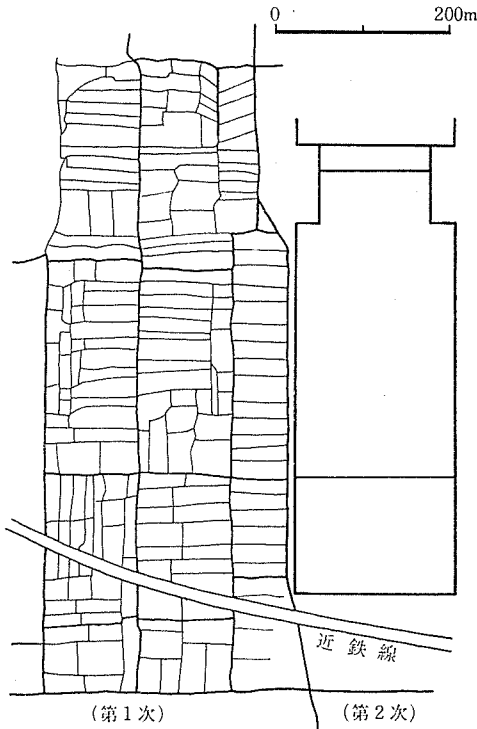
この恭仁京の中心施設たる朝堂院、内裏、および大内裏（宮域）の四至の考定を試みる事が小稿の主たる目的であるが、それらの考定作業の鍵は、現存する園分寺金堂址土壇であるように思われる。京都府相楽郡加茂町瓶原地区コアザ中切の、恭仁小学校の北に接して位置する問題の金堂址土壇は、『京都府史蹟勝地調査会報告』第四冊（大正一二年）所収の「瓶原園分寺址」の報文によると、東西約三五間、南北約一五間、高さ三、四尺と測られており（私の測定によると東西六一メートル、南北三三メートルで、報文の数値とやや異なる）、さらに同報文は塔址土壇との位置関係、出土遺物の検討などを経て、これを園分寺金堂址と認める立

場にたつた上で、「この堂が園分寺の金堂址なりとせば、まさに天平一八年に施入せられし恭仁宮の大極殿に外ならざるを以て、その示す処同宮殿の規模を窺ふの資ともなる可し」と述べている。

これまでに恭仁京の研究を發表した学者のほとんどは、右の報文と同じように、金堂址土壇を即ち大極殿址土壇と考える立場をとっており、私も土壇「金堂址」「大極殿址」という考えを支持する。しかし一方、より慎重な立場にたつものとして、残存する金堂址土壇が、同時代の、例えば平城宮第二次大極殿の東西約五〇メートル、南北約二五メートル（図上概略測値）というスケールの土壇に比して大きすぎるから、金堂址を大極殿址であると考えるのは疑問であるという見解や、先に引用した「大極殿施入園分寺」という記事だけで金堂と大極殿とをイコールで結ぶことはできないという見解が、今日でもみられる。これまでの研究レベルでは、これらの慎重な見解をはっきり否定することができなかつた。

そこで私は、これまでこの地域ではまったく用いらなかつた方法、つまり一万分の一空写真による道路・畦畔・

溝渠・微地形の検討とその結果にもとづいた必要箇所 の現地観察・測定という方法で、問題の金堂址土壇周辺に、朝堂院プランの痕跡を示していると考えられる土地割線を追求し、朝堂院プランの原形を推考することから以下の稿を進める。その過程を通じて、金堂址土壇を即ち大極殿址土壇とする根拠が、おのずから明らかになるであろう。ついで考定した朝堂院プランを手がかりにして内裏・宮城の四至を予想し、その予想線に合致する土地割線等の地表遺構

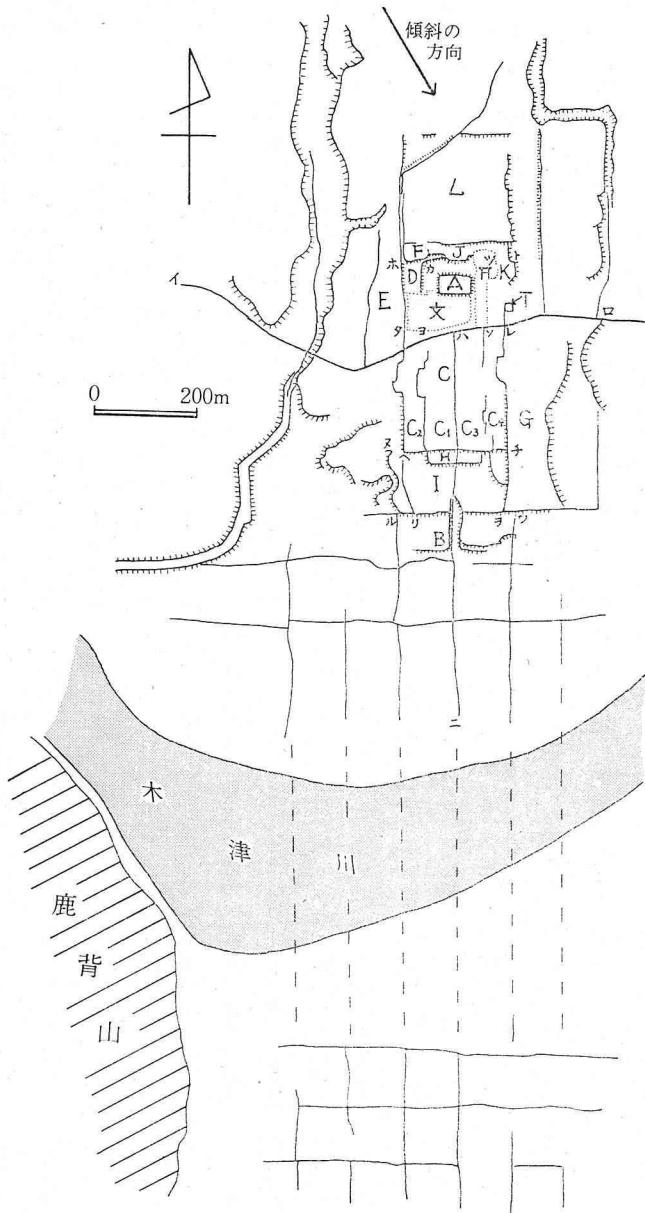


第1図 平城宮朝堂院プランと畦畔

が存在することを指摘しつつ内裏・宮城の考定を試み、さらに一部京域内の注目すべき遺構の指摘と検討に進みたいと思う。

先に引用した天平一五年末の恭仁宮造作停止の記事中には、平城宮の大極殿・歩廊を壊して恭仁宮に遷したことが明記されている。この事実を挙げるまでもなく、同時代の平城宮および聖武朝難波宮と恭仁宮のプランが極めて近似のものであったろうことは予想しうることであり、考定に当って常にその近似性を考慮に入れておくことは必要なことである。

また第1図は平城宮址の空中写真から第一次朝堂院プランと密接な関係のある畦畔、および第二次朝堂院プランを抜き書きしたものであるが、平城宮における発掘調査は、地表に遺存する畦・溝等の遺構が、地下遺構と密接に関連するものであることをさらに念をいれて証明しつつある。この事実は、私が以下の考察をはじめに当って誠に有効なヒントをあたえてくれた。



第2図 想定恭仁宮朝堂院付近の道路・畦溝と微地形
 (ABC……は面を、イロハ……は点をあらわす記号として用いてある。)

二、朝堂院の考定

恭仁宮大極殿および朝堂院に関する『続日本紀』の記事には、次のようなものがある。

天平一五年正月三日「天皇御大極殿。百官朝賀。」
 天平一六年正月一日「饗五位已上於朝堂。」
 天平一六年閏正月一日「詔喚會百官於朝堂。問曰……」
 従って朝堂院の整備は充分に進んでいたとみなしてよい。

さて、第2図は空中写真から意味のある線を抜き出して作製したものであるが、図示したように国分寺址土壇と想定恭仁宮大極殿址土壇をいまA面と仮称する。A面の南は恭仁小学校の敷地で、小学校の南辺には、ほぼ東西方向に道路イーロが通じている。その道路上の一点ハから南して点ニに至る線も道路であり、これを北へ延長するとほぼA面の中軸線になり、南は木津川を距てて糸里製の坪を分つ畦畔に続く。このハ―ニ線(道路)は、『京都府相楽郡誌』によると、かつて俗に「朱雀村筋」と呼ばれたといい、河原集落の東北部(図中B面付近)にはさらに「しゅしゃかむ(朱雀)、しゅしゃかかいと(朱雀垣外)、しゅしゃかむら(朱雀村)、しゅしゃかしろ(朱雀城)等の名」があったという^③。現在、聴取によってこれらのコアザ的確定な範圍を確認することは極めてむづかしいが、しかしそれらの名称が存在したことは事実のようであるから、とりあえずハ―ニ線を朱雀大路ないしその延長線相当のものともみなすことは妥当であろう。この線はまた、谷岡武雄氏の復原条里区画に従えば里界線にも相当する^④。

このハ―ニ線に並行するホ―へ線、ト―チ線は、いずれ

も二点間のほぼ中央部において西方へ張り出してはいるが、全体として南北に通ずるもっとも注目し得る畦畔である。この二本の畦畔は、不用意にみると、南から木津川を越えて北上する糸里の坪界線と即断してしまふ結果に終るが、注意深くみると、糸里坪界線よりホ―へ線はやや東に、ト―チ線はやや西に寄っており、従つてホ―へ線とハ―ニ線、ハ―ニ線とト―チ線の間隔は、共に糸里制下の一町一〇九メートルより狭いことに気がつくのである。現地では点へと点との間隔を実測したところ一九九・八メートル、つまり約二〇〇メートルの値が得られ、確かに糸里区画の二町より約一八メートル短いことを知った。

ホ―へ、ヘ―チ、チ―トの各線によって囲まれる部分を全体としてC面と仮称すると、この面はほぼイーロ道路を境に北高南低の若干の比高差があるほかは、極めて平坦な面になっていることに注意される。C面およびその周辺は、木津川右岸の段丘面上に当るが、空中写真判読および現地踏査の結果、自然の状態では、C面の北半部は西高東低、逆に南半部はわずかながら東高西低の傾斜があったことが認められた。ところが現状は、点ホ付近では西側および北



写真1 D面とF面の比高（D面南西端から北向。左側崖上はE面）



写真2 推定朝堂院西辺の比高（点へから北向）

側の高い面、すなわちE、F面と、低いC面との間に二・五メートル前後の比高があつて、D面の部分に土砂の削除という人工的平坦化作用の加えられたことが認められ（写真1）、逆に南の方の点へ付近では〇・八メートルの比高で西側が落ちていること（写真2）が認められた。一方C面の東

辺では、北方の点ト付近で東側が落ちて高いK面との間に若干の比高を生み、南方の点チ付近では〇・五メートルの比高で西側がけずりとられ（写真3）、結局点ホと点ト、点へと点チの間がいずれもほぼ平坦になるように作爲されているという興味ある事実が確認された。

次にC₁とC₂、C₃とC₄をそれぞれ分ける畦畔について述べよう。この二本の畦畔のうちでは前者つまりC₁とC₂を分ける線がより明瞭であるが、このばあいも、不用意に空中写真をみると、これらの線を条里の半折型地割の坪の半折線と解してしまふ危険性がある。しかしよくみるとC₁面とC₂面の東西幅、C₃面とC₄面の東西幅は決して等しくなく、ハ—ニ線に対して内側のC₁面とC₃面の東西幅が広くてほぼ等しく、外側のC₂面・C₄面の幅が狭くて等しく、全体としてハ—ニ

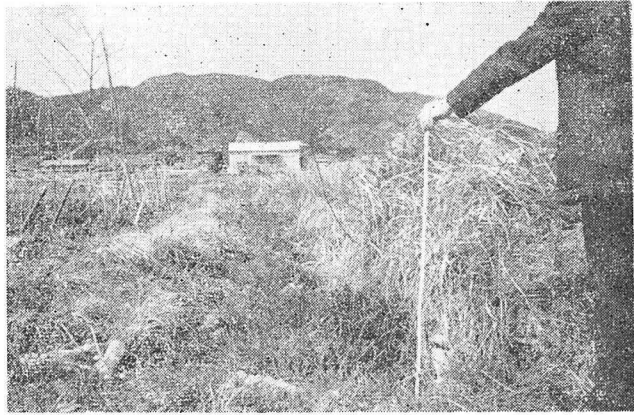


写真3 推定朝堂院東辺の比高と畦畔（点チから北向）

はないのである。

次に、この C_1 と C_2 の二面を並べた幅の突出部H面が、へ
ーチ線以南に認められることを指摘しておきたい。正確に
いうとこのH面の東西間隔は中央のへーニ道路幅も加えて

線をはさんで
対蹠的になっ
ていることに
気がつく。実

測の結果は、
 C_1 面の東西間
隔五八メート
ル、 C_2 面の東
西間隔四四メ
ートルで、確
かに広狭の差
があった。し
かも C_1 と C_4 の
各面に比高差
があるわけで

約一〇九メートル、南北間隔は約二五メートルであり、北
接するC面よりは一段低く、南接するI面よりは明らかに
一段高いのである。

次いでC面東西辺、つまりホーへ線とトーチ線の南への
延長部分について述べよう。ホーへ線（畦畔）は点へから南
下し、途中から南々東方向へ屈折し、点リに至って終り、
それ以南へは続かない。ただしこのへーリ畦畔の東西で比
高があるわけでなく、傾斜変換線はやや西方に曲折しなが
ら並行するヌール線である。一方トーチ線は点チから南下
するにつれてわずかに西へ彎曲しながら点ヲに達し、やは
りそれ以南へは続かない。これに対して北上した条里坪界
線はそれぞれル、ワの点で終って北へは続かず、かくてル
ーワを結ぶ線の南北では、明瞭な地割のくいちがいが認め
られる。そのくいちがいは点ヲと点ワの間で約二七メート
ルをはかる。このばあい点リ付近では南北つまりI、B両
面間の比高は一・八メートルをはかるが、点ヲ、ワ付近で
は〇・七メートルにすぎず、明瞭な傾斜変換線は少なくと
もあと五〇メートルほど南になるから、このルーワ線で地
割がくいちがわねばならぬ必然性はない。それにもかかわ

らず右のようなくいちがいの事実があり、そしてハ―ニ線をはさんで対蹠的にヘ―リーフ―チのほぼ平坦な地割が認められることは、特別な注意を払ってよいことと思われる。そのばあい、点りは先述のようにそこから北向する畦畔の東西に比高が認められないという事実があったから、これをやや西方へ移し、点ルとのほぼ中間点、つまりホ―へ線をまっすぐ南下させた仮想線とル―ワ線との交点とする。ことに約束して以下の記述を進める。すなわち以下、点りは図示した位置より若干西方とする。なおヘ―チ線とリーフ線間の南北距離は約一二六メートルであった。

ここで北方のA面周辺に目を転じて、観察および測地結果を示すと以下の如くなる。既に一度触れたように、A面の西方にはD面があるが、このA・D両面の高さは同じであり、両者の間には幅三四・七メートルを測る一段低い面が介在する。その低い面はA面の北側にまわってやや幅をせばめ、J面とA面との間隔は三三・一メートルとなる。J面はA・D各面とほぼ等しい高さの面である。この低い面がさらにA面の東側にまわるとは確実であるが、しかしその部分は、御霊神社および参道、国分寺塔址土壇（第

2図T面）など、恭仁京時代以後の造作が著しいために測定することができないのが残念である。しかしながら、西方のD面に対応するのではないかと思われる高さのK面が神社の東方に認められることは注目してよいであろう。

概要以上のような調査の結果、ホ―リーフ―トを結んだ部分から北西隅のD面、北東隅のK面（その西端線は神社にかかって不明）を除くと、これが諸宮址で調査され、明らかになれつつある朝堂院に、はなはだ類似の形態になることがわかってきたのである。そこでこれを平城宮朝堂院の測値と比較してみよう。

平城宮朝堂院の数値としては、先に『平城宮発掘調査報告』（以下『報告書』と略す）のⅡで、

第一次朝堂院東西幅 二一五メートル

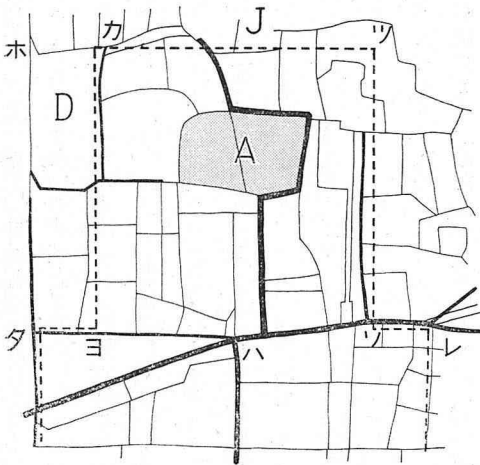
第二次朝堂院東西幅 一八五メートル

と示された。これは、それぞれの遺跡の外周をかたどっていると考えられる畦・溝、つまり地表遺構の測定によるものであり、この測定にもとづいて、前者は六九〇天平尺、後者は六〇〇天平尺という東西幅で設置されたことが考定された^⑥。このうち第二次朝堂院東西幅は、後述する内裏の

発掘調査結果によって、正しいものであることが確認された。また、第二次朝堂院南北幅についても、同じく『報告書』のⅡで、一、六五〇天平尺と示されている。

これに対して既に述べたようにホーリーヲート区画の東西幅は、ヘーチのところでは約二〇〇メートル(約六八〇天平尺)であった。ただしこの区画はその南端部でややせばまっているという事実があったから、二〇〇メートルというのは可能な最大の数値であるということで、実際の地表施設は、平城宮の地表・地下測値の差を考えるまでもなく、これよりかなり狭かったことを考慮に入れておくべきであろう。強いていえば、平城宮第二次朝堂院の東西幅にかなり近かったのではないだろうか。そこまでの推測はつつしむとしても、ともかくこの二〇〇メートルという幅は条里・条坊制下の二町より明らかに狭いものであり、しかも平城宮第一次と第二次の朝堂院の東西間隔(畦畔間隔)のほぼ中間値であるという興味深い事実を示していることは、指摘しておく必要がある。次にJ面南限線とリーヲ線との間の南北間隔を、東西間隔の実測値をもとに空中写真上で測ると、約五〇〇メートル(一、六九五天平尺)となる。こ

れは平城宮第二次朝堂院の推定南北間隔とほとんど同じである。ヘーチ線とリーヲ線との間の南北間隔が実測値で二二六メートルであることは先に述べたが、この長さもまた平城宮第二次朝堂院朝集殿地区の南北間隔とほとんど同じ数値を示す。さらに、C面つまりホーヘーチート区画内がほぼイーロ線を境に北高南低の比高差を有する二面に分けられることは先に述べた。この付近の微地形は、小学校設立にともなって変化した可能性があるから、安易な測定結果



第3図 想定恭仁宮大極殿地区の道路と畦畔
(小学校設立前の地籍図による)

は説得力を持たないが、一応現状は、小学校面とイーロ道路面の比高が一・五メートルを示している。第3図は小学校ができる以前の畦畔を地籍図によってトレースしたものであるが、これをみると、ほぼD面に相当する幅の地条がヨータ線、つまり小学校南辺線まで続いていたことがうかがわれる。そして点カと点ヨの間隔、すなわちJ面南辺線とターレ線の間の南北間隔は、平城宮第二次朝堂院大極殿地区の南北間隔に近似し、ターレ線とヘーチ線の南北間隔もまた、平城宮の朝堂地区（十二堂院）南北間隔に近似する。これらの諸事実を総合して考えるとき、カーヨーターリーローレーソーツの区画に、恭仁宮朝堂院を比定し得ることは、もはや疑いがないものとなったといつてよいであろう。

その上で考えをめぐらすならば、人工的削平が加えられたD面およびそれに対応すると思われる東のK面は、国分寺時代の作為の可能性ももちろん無視することはできないにしても、朝堂院に付随する東・西楼址の部分に該当することも確かであり、またH面は朝堂地区と朝集殿地区とを分つ門、なわち平安宮朝堂院の会昌門およびその東西につ

らなる廊に關係する地表遺構とみなすことは充分可能であろう。さらにまたC₁とC₂、C₃とC₄をそれぞれ分つ二本の畦畔間の距離約一六メートルは、平城宮第一次朝堂院堂間東西距離五六〇尺、第二次のそれ四五〇尺^⑦とくらべるとき、やや狭きにすぎるとはいえ、やはり堂間東西距離となにほどこかの關係を有するかに思われ、ホーへ線およびトーチ線上の中央部付近の西への張出し部分は、朝堂地区の東西にある門（平安宮朝堂院ならば宣政門と章善門）との関連でこれを解するところまで推しひろめることも、あながち無稽ではないと思われるのである。

なお、小学校南辺のイーロ道路以南のC₁・C₂面はコアザを「大門」といい、C₃・C₄面は「東大門」という。それに関して早くに『郡誌』は、「恭仁小学校の南に巨大の門趾あり石礎尚存せり。此地の正南一町余を隔てて字大門の内に又大門の趾あり石礎あり地下に埋もれり」と注目しており、さらに『京都府史蹟勝地調査会報告』第四冊もそのことに触れて、前者を国分寺中門趾、後者を南大門趾とみる説を一応支持する立場をとりながらも、「現在は前者の位置に人家建ち、後者又、地上に形跡なし」としてそれ

上言及していない。それらの地点は今日では正確におさえ得ないし、仮におさえ得たとしても「大門」の地籍内におさまる限りでは、朝堂院関係の門とは思われないから、塔址ともども、本稿では積極的にとりあげないことにする。

三、内裏考定の試み

恭仁宮の内裏が一通りの体裁を整えていたことは、左の史料によって確かめることができる。

天平一四年正月一六日「天皇御大安殿。宴群臣。」

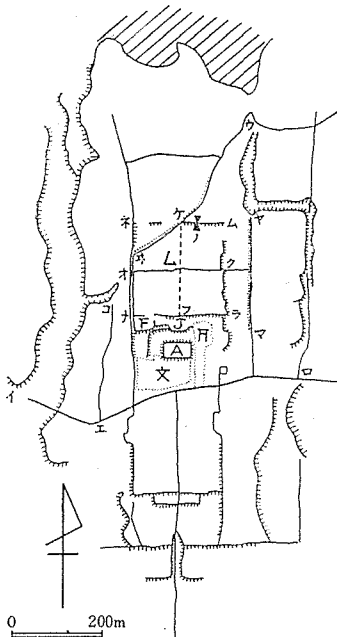
天平一四年八月五日「詔授造宮録正八位下奏下嶋麻呂從四位下。賜太秦公之姓。并錢一百貫。繩一百疋。布二百端。綿二百屯。以築大宮垣也。」

天平一五年十一月一三日「宴群臣於内裏。」

内裏と朝堂院の相対的な位置関係についてみると、平城宮第一次遺構、第二次遺構、聖武朝難波宮のみならず、さかのぼって藤原宮、天武朝難波宮においても、内裏は朝堂院の真北に接する位置に置かれていたことが明らかになった。この関係は長岡宮、平安宮に至って変化し、内裏は朝堂院の東北に配されるようになるが、恭仁宮は位置関係が

そのように変化する以前の奈良時代のものであるから、内裏を朝堂院の真北、つまり両者の中軸線が合致する位置に求めるのがもっとも妥当である。

次に内裏の規模についてみよう。平城宮第二次遺構では、既に『報告書』のⅡで東西幅六〇〇尺、南北幅六五〇尺と予測されていたが、^⑨『報告書』のⅢで、発掘による精査結果として、築地回廊心東西距離一七六・九メートル、同南北距離一八五・三メートルの数值が示された。^⑩まざしく東西は六〇〇天平尺となり、南北は先の予測値よりやや小さく六二八天平尺となるが、要するに極めて正方形に近い平面を有したことが明らかとなった。聖武朝難波宮の内裏東西幅も約六〇〇尺と報告されており、^⑪そして平城宮・難波宮ともに、内裏と朝堂院の東西幅は同じであったと考えられている。平城宮第一次朝堂院・内裏の規模が未だ正確には調査されていないのが残念であるが、今日までの調査成果によると、第二次遺構の建置年代は遅くとも天平末年を下ることはないであろうという^⑫ことであるから、それと恭仁宮の遺構とに年代的なへだたりはほとんどないものといえることができ、従ってここでは第二次内裏の規模を考察のよ



第4図 想定恭仁宮内裏付近の道路
畦溝と微地形

りどころとして何ら差支えることはないであろう。第4図上、ネーナーラームの四点を結ぶ線は、ほぼそのような考えにもとづいて、朝堂院東西幅すなわち二〇〇メートルを一边とする正方形の想定線によく合致する畦畔を、空中写真から抜き出して示したものである。ネーナ線は、前述の考定朝堂院西限ホーへ線がやや西へふくらみながらほぼまっすぐに北上するもので、現在この線には、その南部の点ナ付近で二・八メートルも深く掘りこまれた水路が通じており、東のL面と西のE面とを明瞭に区分している。

この水路は、宮域はるか東方の大字井平尾で和束川の水を受け、北山麓をめぐって点ウから牛に通じそこで南に折

れる「大井手」（布当渠ともいう）であり、この大井手については『山城志』や『山州名跡志』でも触れている。貞応元年（一二三二）海住山寺の僧慈心の開鑿になるものというが、渠を開いた年代よりも、ここではそれが点牛で南折し、L面西辺を南下し、削平されたD面西辺に至ること自体に大きな意味を認めたい。それは開渠以前既にここに有意な線があったことを示唆するからである（写真4）。

このようなL面西辺に対応する東辺のムーラ線は、必ずしも一直線につらなる畦畔ではないが、それでもこの線お境に、その東西で明瞭な比高が認められる。ただしL面およびその周辺は、全体に西北が高く、東南に低く傾斜する扇状地状の地形を呈しているため、西北から東南の方向へ、田圃一筆ごとに順次高度がさがっていく傾向のみられる区域であるから、ムーラ線東西の比高自体を重視しすぎることはつしまねばならないと思う。

次にL面南辺のナーラ線（畦畔）は、西半で部分的に切れているところが認められるが、全体としては直線的につながるとみてよく、ことに東半部ではその南北の比高も明瞭で、内裏南辺線に密接な関連を有する

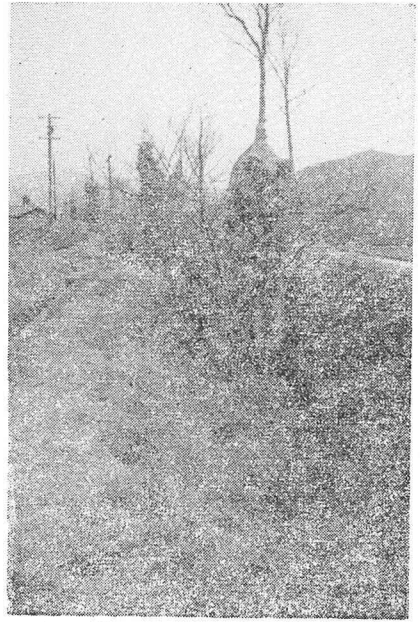


写真4 推定内裏西辺の水路とその掘りこみ
(点オから南向)

と考えるのに極めて適当な線である。このナーラ線と、先に朝堂院北限としたホート(カーツ)線との間に、F・J面の幅をおいたのは、平城宮や難波宮の例にならったものである。それらの宮址の例では、大極殿地区北限の後殿およびその東西につらなる回廊と内裏南門および築地回廊との間に若干の間隔が確かめられており、それにほぼ該当するものが、このF面やJ面の幅である。

L面北限線たるネーム線の畦畔も、ことにその東半部で明瞭な直線を示し、点ノ付近では一・八メートルの幅広い畦畔と、〇・七メートルの比高(北高)が確かめられた。

ただこのL面のうち、ケーキ線つまり大井手より西北の三角形の部分は、二メートル前後の比高で一段と高くなる(写真5)。一見したところそれはL面の中にあつてきわだった比高を示す部分であり、L面を内裏域

に比定することを失当とする根拠にもなりかねないが、

しかしウからキにかけて等高線沿いに大井手を開いた時に人工が加えられたと容易に考え及ぶから、それほど問題とするに足らないと

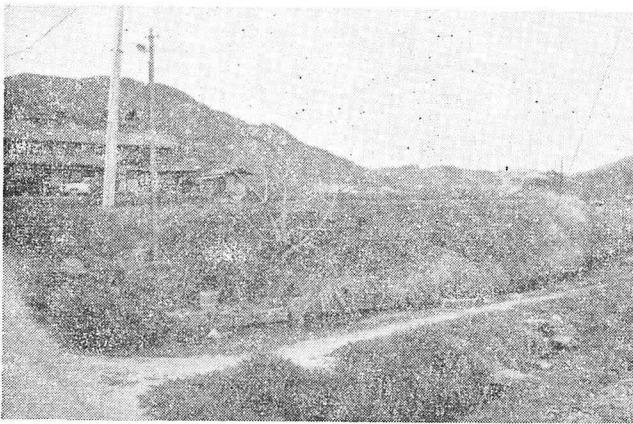


写真5 推定内裏域内における大井手北側の比高(点キから北東向)

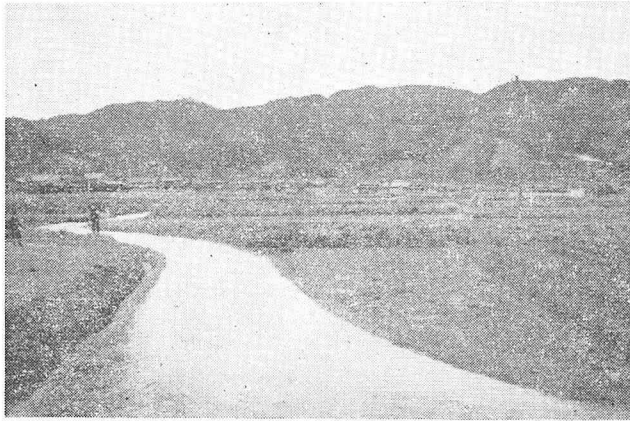


写真6 A面から推定内裏域をのぞむ（遠景集落は内裏域北西端付近以遠）

私は考える。

以上要するに、全体として上面は西北高東南低のかなり
の傾斜がある区画ではあるが、平城宮や難波宮とほぼ同規
模の内裏が、同様な位置関係で立地したとみるのに特別な

無理がなく、

しかも図示
したように
ほぼ二〇〇
メートル
四方を画す
る畦畔を追
跡できると
いう事実か
ら、この範
囲を恭仁宮
内裏域と想
定するに至
ったのであ
る（写真6）。

このようにして内裏域を想定してみると、ひき続いて次のような二つの興味ある事実に注意が向く。その一つはほぼ中央部を東西にオーク道路が通じていることである。これは見方によれば特にあげつらうほどのことではないかも知れない。しかし平城宮址においても、第一次、第二次遺構共にこのオーク線に相当する部分に水路が通じていてその南北を分かっているという事実がある。しかもその水路は不思議に第一次遺構西辺と第二次遺構東辺で北折し、まっすぐ東西へは続かないのである。このような南北二分線が三つの遺構に共通するのは単なる偶然であろうか。それとも内裏正殿とそれをかこむ内回廊のある南半部と、それ以外の北半部とを区別する地下遺構に関連する地表遺構ではないのだろうか。私には後者の可能性があるように思われるのである。第二の注目すべき点は上面とその東のヤ—マ線との位置関係である。結論から先にいうと、このヤ—マ線は、朝堂院の大極殿地区と内裏とを囲む大垣、すなわち恭仁京では天平一四年八月五日の記事にみえる大宮垣の、東側の部分に関連する線である可能性が強いことである。平城宮第二次遺構では、内裏中軸線と東側大垣の心と

の幅は五〇〇天平尺ということであった。^⑩ところが恭仁宮でも、想定内裏の中軸線すなわちケーフ線とヤーマ線の間の点クを通る東西幅は約一五五・五メートル、つまり五三〇天平尺という数値を示す。微地形をみると、このヤーマ線を境にその東西では二メートル前後の西高東低の明瞭な比高があり、従って大垣は当然このヤーマ線の西側に沿って築かれたと考えねばならない。そうであれば五三〇尺という前記の幅はかなり縮まって、実際は五〇〇尺にはなはだ近いものとなるであろう。平城宮では大垣の東側の部分と西側の部分とは内裏に対して非対照のようである。ここ恭仁宮にあっても、西側の**大垣**に關連するかと思われる線は充分明瞭ではない。しかし強いていえば、**コーエ線**が東側のヤーマ線に対蹠的な位置にあると認めることもできそうである。以上のことから、ヤーマ線を大宮垣と密接に關連する線と推断し、そのことからひるがえって、ネーナーラーム区画が内裏である可能性が一層強くなったことを指摘したい。

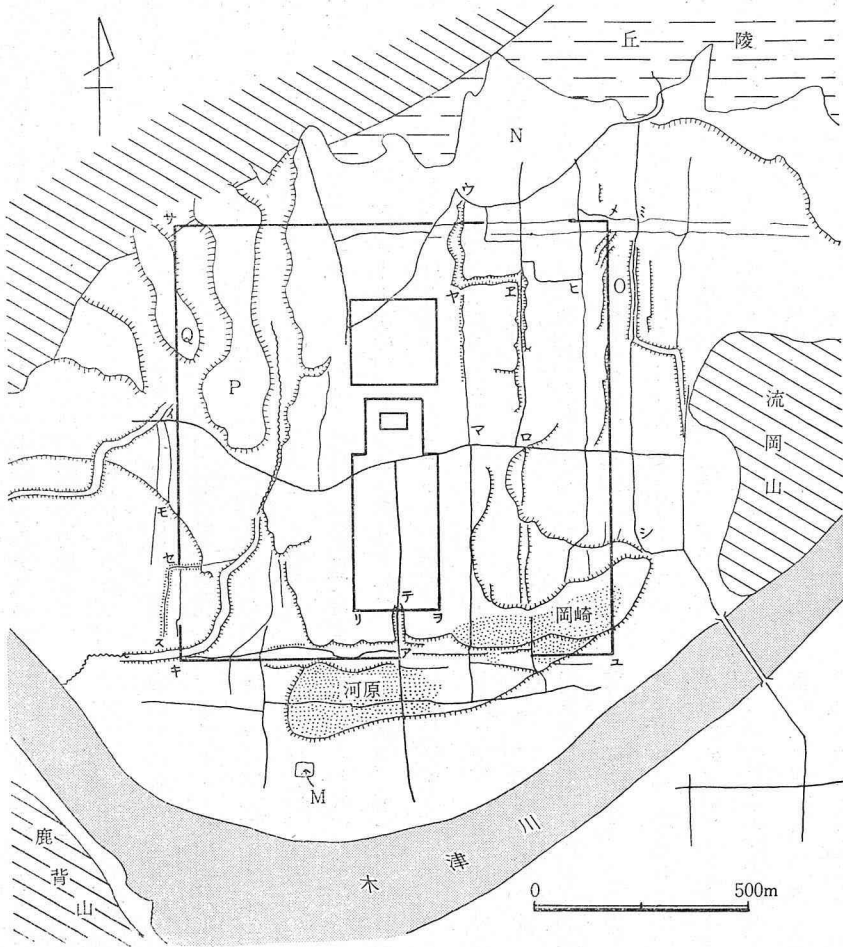
なお、史料上では大安殿、内裏のほか、天平一四年二月一日記事中に皇后宮の名がみえるが、「幸皇后宮」宴

群臣、^一」という文章からみても、また平城宮における皇后宮は宮城東の法華寺の位置におかれたという事実にてらしても、内裏の外の施設と考えられるから、本稿でこれをしてあげ考証するまでには至り得ない。

四、宮城考定の試み

本節では、先に考定した朝堂院の南辺線を手がかりとし、平城宮における朝堂院南辺と宮城南辺との位置関係を援用して、恭仁宮城の南辺假想線を引き、さらにそれを基線として方八町の假想宮城を画し、その当否を検討する。

そのような試みに対しては、造都期間わずか三年で宮城の画定や築垣が可能であったかどうかをあやしむ立場からの反論が当然予想される。それについて私は、『**続日本紀**』天平一四年正月七日の「天皇幸城北苑。宴五位已上。」との記事、および同年八月一三日の「宮城以南大路西頭。与甕原宮以東之間。命造大橋。」との記事にみえる「**城**」「**宮城**」の用語を根拠として、少なくとも宮城四至の「**繩張り**」のようなことは行なわれており、その上に一部の地区では築垣のような工事も進行していたであろうこと、従



第5図 想定恭仁宮域内外の微地形と畦溝。

ってその痕跡がいくらかは現在の地表面景観の中に埋もれかけて残存しているのではないかと考える立場をとるものであり、以下の考察はその考えの上で進めるものであることを明らかにしておきたい。

さて、先の朝堂院考定の結果によると、その南辺はリーラ線であった。ハーニ線（道路）に沿う現地の地形は、このリーラ線付近から少しづつ傾斜を示しはじめ、その南五〇〜七〇メートルのところでかなり明瞭な段丘崖を形成して、河原集落の位置する面に下る。その間点テからアにかけて、

第5図に示すように幅一四・七メートルの掘りこみが認められることにとくに注目したい。ハ―ニ道路はその掘りこみの西端部を南下し、その道路を除く一メートルの幅の部分には、現在南北に細長い山崎内装工業株式会社の工場が建っている。恐らくこの部分は、応天門(朝堂院南辺の門)から朱雀門(宮城南辺中央の門)に至る歩道に相当するものであり、テーアの掘りこみには、その造作にともなう人工が加わっているのではないかと考えられる。平城宮では応天門の南に幅約二〇メートルの玉石敷の道が確認されており、恐らく恭仁宮における幅一四・七メートルの掘りこみも、これと同じ性格の道ではないかと推考するのである。そしてその掘りこみによってなだらかになった坂を下りきった部分、つまり点ア付近に朱雀門を想定するのであるが、平城宮のばあい、第二次朝堂院南辺築地と宮城南辺築地の間が、両者の心点距離で一五メートル(図上測値)であり、平安宮においても一町余の間隔があること、さらに第二節で述べた「しゅしゃか」コアザ群がまさにこのあたりに集中することからみて、朱雀門の位置の想定も大要においてあやまりないであろう。

第5図上のキーユ線は、以上のことを踏まえた上で平城宮第二次朝堂院南辺と宮城南辺との距離一一五メートル(約四〇〇天平尺)を援用して仮に求めた宮城南限線である。次いでこの仮の南限線と考定朝堂院中軸線であるハ―ニ線とをもとにして、方八町の仮の宮域を求めた。それがサーキーユ―メの区画である。

このばあい、方八町の区画を仮想したことについては問題がないわけではない。平城宮の宮域が、従来は一条・二条大路間、東一坊・西一坊大路間の方八町と考えられ、ほとんど疑うものもなかったのに、昭和四二年末から四三年初にかけての第四次調査の結果、東辺で南端から二町以北に、二町幅の東への張り出し部分があつて、不整形の平面をなしていたことが確認されたからである。狩野久氏の御教示によると、この張り出し部分では、出土する木簡の年号が養老・神亀のものが多くことから、極めて早い時期から区画されていたと考えられることであるが、しかし、同時にこの区画は東宮院と考えられることから、皇后宮などと合わせて、ある意味では大内裏と観念上別箇の区画であつたと考えることは不可能ではないようである。そ

のうえ、大内裏はその南辺においては、東西間隔が旧説の通り八町であり、また時代はずれるが平安宮の東西幅も八町という事実があるから、ここ恭仁宮でも、今後のより正確な調査・考定に先だつ仮想線として方八町の区画を用いることは、必ずしも不当なことではないと考える。なお、ここで方八町というばあいの八町は、平城宮城南北幅と南辺東西幅のことで、宮沢智士氏の御教示によると、東西築地心心距離一、〇二二・七メートル、南北築地（但し北辺は築地ではなく柵状のものであったかも知れないといふ）心心距離一、〇二〇・五メートルということであるから、これをそのままあてはめて考えることにするのである。

右のようにして描いた方八町の区画線が、宮城の四辺線と考えるのに妥当性があるかどうかの検討を以下に進めたい。

まず南辺のキーン線に関して述べると、第一にこの線の西半アーキ線に沿って農道が通じており、しかもその南に道路幅を含めて三三〇三八メートルの間隔を保ちながら狭長な地条が並行することが認められる。河原集落はそれ以南に展開し、この地条の部分にはほとんど家が建っていないが、それはこの部分が北側の段丘崖と、南側の集落が乘る低位段丘にはさまれた一段低い田地であるからであった。このような地形が自然のものであるか人工的なものであるかは、今日までのところ明らかにし得ていないが、点ア付近から西へむかうにつれて次第に低く、従つて河原集落面との比高を増しながら、自然に点キ付近に達する状態は誠に注目に値するものである。しかもこのような地条は、ほぼ同じ幅で点アより東へも続き、岡崎集落の乗る段丘の南辺に沿っている。この点ア以東の地条は、以西のものとなつてその北より低く、その南より高い位置を東西走るものである。

この带状地条が、宮城南辺に沿つて存在したはずの大路の痕跡であるかどうかといった判断を、安易に下すことはつしまなければいけないと思う。しかしほぼこの位置に、発掘調査で一六丈（四八・五メートル）の幅員が確認された平城宮二条大路に相当する大路が通じていて、しかもそれは恭仁宮と右京、さらには平城宮との位置関係から考えるとき、朱雀門から南行する朱雀大路以上に重要性を有したことは異論のないところであろう。平城京東一坊大路の一



第6図 恭仁宮址付近のコアザ

部分について現状を観察したところでは、興味深いことに東西両側より道路部分が一段低かった。従ってキーユ地条の西半がその南北両面に比して一段低く掘りこまれているということは、ここに道路を比定しようとする際に、別して不都合な材料とはならない。以上のことを総合して考え

るならば、このキーユ間の平均幅員三五メートルの地条が、宮城南辺に沿う「宮城以南大路」であった可能性は高いといえるのではなからうか。

第二に、右の地条の西部に当って、コアザ橋本があることを指摘したい(第6図)。これについて『郡誌』は、「大字河原里道西頭の田に字はしのもとなり之れ即ち宮城以南大路の西頭より甕原離宮に通ずる大橋の趾に当れり」と記している。¹⁶⁾「橋本」を即大橋の趾と解されかねない表現は不用意であり、大橋のたもととすべきであるが、そういう細かな点は別として、大要において私はこの『郡誌』の説を採りたいと思う。

さらに、河原集落の西南に俗称で光明寺塚というものがあり(第5図M)、その堆土が大部分古瓦から成ることと、その名称とから、これを創建時の国分寺址であるとみなすことは諸家の一致するところ

で、もし正しくそうであれば、国分寺の

位置は宮城外であるはずだから、このことも仮定宮城南辺がほぼ妥当な線であることを証する一つの材料になるであろう。以上がキーユ線の妥当性を裏付けようとする根拠である。

次に北辺サーメ線についてその当否を検討しよう。この線は前述のように完全に図上作業でキーユ線から一、〇二〇・五メートルの距離をとって引いた仮想北辺にすぎないが、それにもかかわらず、第一に南辺と同様、この線に並行する道路・畦畔を追跡することができ、ことに東半部からさらに東へ続く幅三〇メートル前後の並行する畦畔に注目される。これまたにわかに北辺大路とするような即断は避けなければならぬであろうが、少なくともその可能性を持つ地条であり、今後の検討の価値が充分にあるものといえるであろう。

第二に前引史料中の「城北苑」との位置関係はどうか。『郡誌』は城北苑について、「宇仏生寺にありそののかいと(園の垣内)と云ふ京城の森の東北二町許にあり尤も眺望に富む蓋し車駕臨幸の旧地なるべし」と述べている。大字仏生寺の位置は第6図にも示してあるが、第5図のN面に

当り、この面は八分ノ一〜一〇分ノ一のかなり急な傾斜を有する扇状地であって、恐らく『郡誌』の比定は正鶴を射ていると思われる。サーメ線はかかる城北苑比定面の南辺を通るのであり、この点でも宮城北辺として誠によく適合する。

第三にその他のコアザとの関係から検討する。第6図に示すように、考定内裏域の北背後にコアザ立川があるが、この付近の旧コアザについて『郡誌』は、「国分寺(A面―引用者)の北方二町余小字立川の地に旧字けいしやうし(京城芝)を中心として南方一町許にけいしやうまへ(京城前)はしのご(階子)北方一町余にけいしやうしろ(京城後)あり一段の高地なり。京城芝は又けいしやうもり(京城森)てんしのもり(天子森)等の名ありむかし森ありて人家なかりしが約五十年前里人西沢某之を開拓して畑地となせし以来近傍に家居を占むるに至れり今は天子畑と称す」と興味ある事実を伝えている。このうち京城後のコアザは、あるいは現存の「後田」「後畑」と関連するかもと思われ、それらのことを合せ考えるとサーメ線はさらに一層意味のある線にみえるようになるのである。

次に東辺メーユ線の当否について検討する。第一に畦畔であるが、特に北半ではこの線に沿う畦畔が明瞭であり、同時にこの畦畔を境にその東西で明らかな西高東低の比高が認められ、点ヒ付近に立つと〇面がかなり低くなっていることを確かめることができることを指摘したい。第二にこのメーユ線の東に並行するミーシ道路が、その北端において、『続日本紀』天平一四年二月五日条に「是日、始開_二恭仁京東北道_一、通_二近江国甲賀郡_一」とある「恭仁京東北道」につながる、宮城東辺の道であつたと思われという問題がある。私がミーシ道路の続きに恭仁京東北道を比定するのは、一つは和東川がこの盆地へ出る所は峽隘部となつていて、川沿いに道路が開かれた時代が新しいと考えられること、二つには点ミから北方へ向かうと、容易に現「口畑」集落の乗る丘陵状のかなり平坦な面に上り、そこを経て石原離宮に比定される石寺、さらに和東谷を経て紫香楽に至る道が、もっとも容易なしかも最短のルートであること、三つには、この口畑越のルートは、『郡誌』なども恭仁京東北道として支持していることなどの理由によるものである。現在ミーシ道路は、その北半部で並行して流れる小流

の天井川化による堆土の上を通っているが、その東側に、部分的ながら宮城東辺路の道幅を思わせるような地条が沿っていることに留意したい。

さてメーユ線の当否に関連して、第三に宮域内に入ると思われる部分の地割の特異さに注目される。それは点ヤとエ、エとヒの間の幅広の地割である。これがその東の条里の一町幅を示す地割とは異なる広いものであることは図を一見して明らかであるが、実測によるとヤーエ間の道路心距離一三三メートル、エーヒ間は一四一メートルであつた。この地割に沿って、ウーヤーエーロを通ずる大規模な溝状地形が認められる(写真7・8)。この溝状地形の実測値は、ヤーエのほぼ中間点で比高二・二メートル、基幅一一・九一六・三メートル、点エのやや南で比高二・五メートル、基幅一一・一メートルを示した。この大きな比高と幅について私は、現在までのところ、この地域全体の傾向、すなわち木津川氾濫原低地における天井川化作用の著しさから類推して、自然の侵食力によるものと考えている。しかしこの溝状地形の中を流れる水路の方向自体は、西北高東南低の自然傾斜にさからって直角折しているのである

から、明らかに人工的なものと解しなければならぬ。しかもこれだけ大きな侵食量であるからには、その人工流路の造られた時期は相当に古いと考えなければならぬであろう。古い時代、条里地割とは異なる直交状の地割を設定

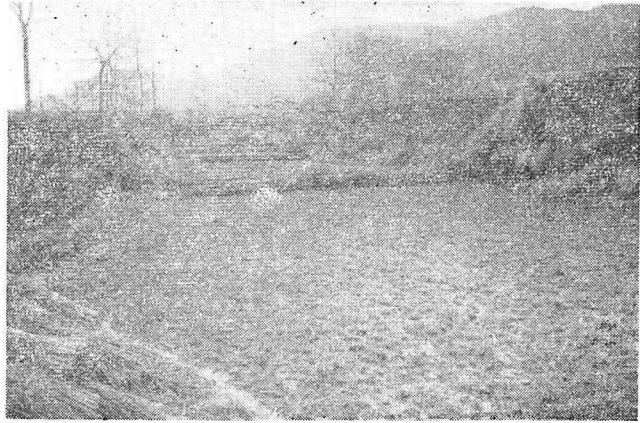


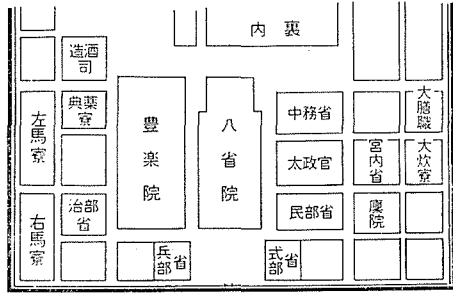
写真7 宮域内の大規模な溝状地形（点エから西向）



写真8 溝状地形その2（点エやや南方から南向）

宮域内には朝堂院や豊楽院の設置の影響で条坊制下一町を規準とする区画が乱された地区が生ずるのであり、平城宮官衙地区においてもかかる事実は考えられるようである。こうしたことから類推しても、ヤーエ、エーヒ幅の地割は、

することは、この地域では恭仁京造営に伴うもの以外考えることができない。以上のことから、ヤーエ、エーヒ幅の地割を宮域画定時のものと考えるのである。そこで次に平安京大内裏図（第7図）をみると、八省院の東、中務省、太政官、民部省などの位置する一画の東西幅が、ほぼヤーエ幅に対応するような広さを有していることに気がつく。『拾芥抄』図によると、太政官の占地は「東西五十六丈南北四十丈」であって明らかに東西幅が大きい。いうまでもなく、



第7図 平安京大内裏(部分)

をほぼ包みこむ線となっており、その部分における地形との関係もまた、はなはだ適当である。

最後に宮城西辺と仮想するサーキ線の当否について検討する。第一に、この線周辺の大まかな地形について述べると、南の方三分の一の部分以西は極めて低湿な氾濫原になっておそらく宮域としては適当でない地域になるということ、また点イ以北ではこの線より西に及ぶと起伏の大きいけわしい山地になるために、これまた宮域としては適当で

恭仁宮内の地割と考えるのが至当であろう。かくして、かかる地割の地域を含みこむような位置に引かれたメーユ線は、ほぼ宮城東辺に相当する線であるとなしして大過ないといえるようになったと思われる。このメーユ線はその南部にあつては岡崎集落が位置する段丘

ない地域になるという事実が指摘できる。サーイ線以東には、大井谷川その他の川が刻んだかなり大きな谷が入りこんでいるが、しかしP面、Q面は、「上野」「口ノ平」「奥ノ平」というような地名からうかがわれる通りの平坦な段丘面であつて、何らかの施設を容易に設けることのできる部分である。そして第二に、この線に並行して、イーモ間に、想定宮城北辺、南辺と類似の幅の地条が認められることが指摘できる。点モ付近での測定によると、地条の幅は二四メートルで、その東縁には四七メートル幅の、また西縁には幅四メートル前後の水路が通じてその東西の耕地と区画され、しかも部分的に東西の耕地面より低いところが認められ、あたかも道路址を思わせるような状態を呈していることに注目されるのである。第三に、そのような地条の西側の線がさらにまっすぐ南へ続き、東側の線の延長ともいふべき線も、セース間に幅二・五メートル、比高〇・八メートルの小規模な天井川堆土として認められるという事実がある。これらの諸点を合せ考えると、サーキ線もまた、他の三本の線と同じ程度に宮域を限る線としての妥当性を有するように思われてくるのである。

以上の検討の結果、サーキークーメ区画が宮城としてかなりの妥当性をもった区画であることを、ほぼ証し得たと考える。少なくとも、このように区画することにおいて、明らかに不当な箇所は見当らなかつた。

五、右京「作り道」考

恭仁京の造作・経営が単に宮城内の範囲にとどまらず、広く京域内においても並行して進められたことは、『続日本紀』の左の記事によって確かめることができる。

天平一三年八月二八日「遷平城二市於恭仁京。」

天平一三年九月二日「班給京都百姓宅地。從賀世山西道以東為左京。以西為右京。」

天平一三年一〇月一六日「賀世山東河造橋。始自七月。至今月乃成。召畿内及諸國優婆塞等役之。随成令得度。惣七百五十人。」

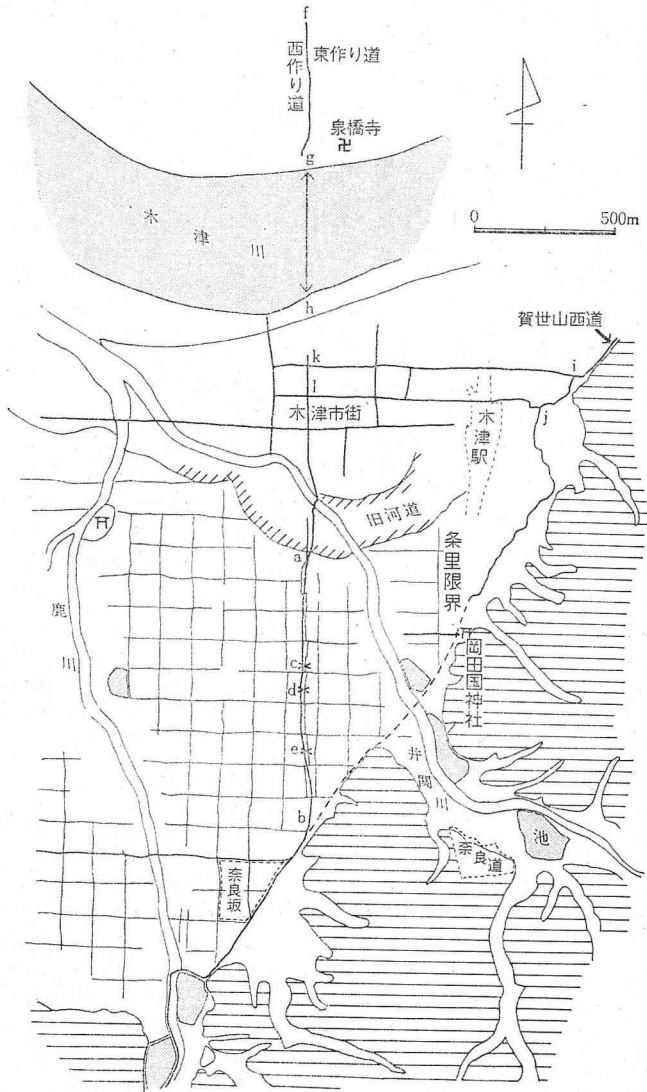
天平一四年八月一三日（前引）「宮城以南大路西頭。与甕原宮以東之間。令造大橋。」

都制の規準線となり、都市計画の骨格となるものは道路（網）であり、従って造都事業が道路や橋の整備・築造から着手されたと考えることは自然であろう。道路のうち、

まず問題にしなければならないのは、左右京を分つ線と決められた「賀世山西道」である。私はこれを字義通りに賀世山（現在の鹿背山）の西麓を木津川の左岸に沿って縫い、加茂の盆地と木津地区をつなぐ道と解すべきであり、それ以上のことは史料からは何もいえないと考える。ただしこの道が東西両端でそれぞれの平地に出た際、どの道につながるかという点に関しては、若干の推論の余地がある。そのばあい、東端においてこの道が大橋を介して「宮城以南大路」に通じたと考えることは、無理のない解釈であろう。問題はその西端においてどのような方を示したかである。

その点に関連して私は、木津市街からまっすぐ南に向かう道路沿いに、極めて注目し値する連続した狭長な帯状地条を見出したので、その観察・測地結果を報告し、その地条の解釈、さらに右京の都制に関する予察を述べようと思う。

第8図上、点a付近から点b付近まで連続する狭長地条がそれである。地条の西側に沿う幅五メートルの道路・水路部分を除く実測の結果は、点c付近で幅六・一メートル、



第8図 恭仁京右京の主道と土地割

点d付近で九・四〇・七メートル、点e付近で八・一メートルであった。その幅員が条里地割の長地型地条に比較的近いことや、平面図(第8図)を一見した印象によって、長地型地割が連続したものと読みとられる可能性もあるが、

しかしその東西の地割のあり方からみて、その解釈は無理であることを指摘しておく必要がある。しかも現地での観察の結果、この地条はほぼ全体を通じて西側の耕地面、東側の耕地面より共に一段低く(写真9)、点c付近でその比高

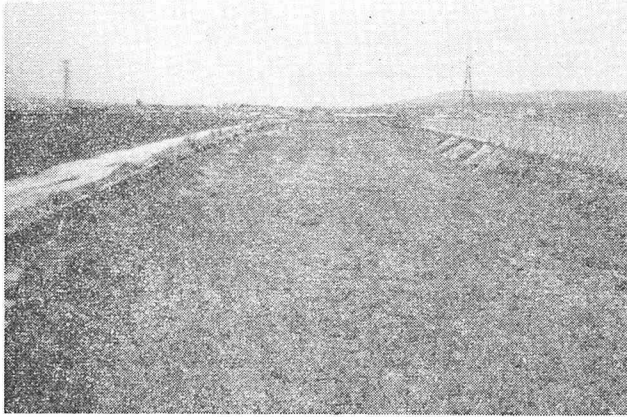


写真9 「作り道」（点d付近）

○・七メートル、点d付近で○・六メートルを測り、さらに点e付近に至ると、西側耕地との間にはほとんど比高が認められなくなるが、しかし依然として東側耕地との間には明瞭な比高があることを知り、道路か、ことによると人工

的な水路の遺構ではないかとの印象を得たのである。仮にこの位置に水路が通じていたものとするれば、それは直ちに平城京や平安京における堀川を連想させ、堀川は市と密接な関連を有したことから、西市の所在考定に重要な手がかりを

提供することになるのであるが、しかし現地耕作者からの聴取によると、この狭長地条の下には淤泥のようなものではなく、周辺耕地の下と同様なかたい褐色の粘土から成るということであり、従って現状ではこれを道路遺構と考えるのが適當のようである。前節でも触れたところであるが、平城京東一坊大路址がその東西両側の耕地面より一段低くなって遺存している状態によく類似しており、現在のa—b道路がかつてかなりの幅員を有したことがある、その名残りと推定してほぼ間違いないと思う。

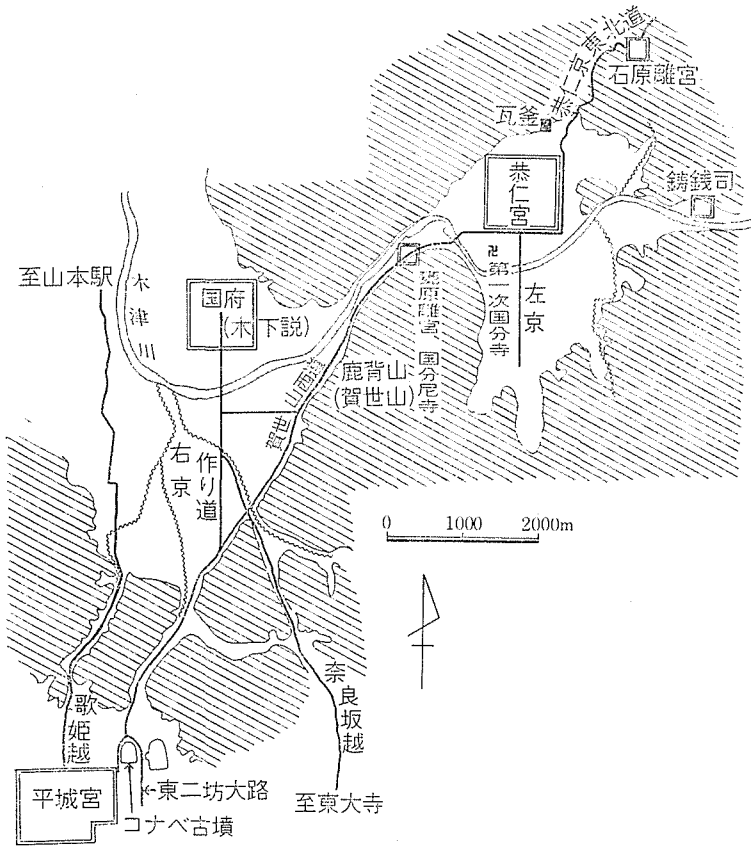
さて、この現存のa—b道路をまっすぐ北へ追跡すると、木津市街を通り、さらに木津川を越えてf—g道路に直線的につながるという事実が認められる。しかも興味深いことに、このf—g道路の東西には、「東作り道」「西作り道」というコアザが現存する。このことによって、f—g道路、従って木津市街をへてa—b道路までの一本の道路が、ある時期の「作り道」であるらしいことがうかがわれる。ところが、図によって明らかのようにこの道路は条里坪界線には一致せず、東西半町のズレをもって、すなわち坪の中央を通じており、しかも木津市街の街路網は条里

坪界線ではなしにこの道路を規準とするプランに一致するものである。このことは、問題のa—b道路が、条里施行期より遅れ、しかも木津市街の発展にやや先だつ時期に設置されたことを考えさせる。もつとも、条里地割に合致しないということは、必ずしも条里施行以後の造作を意味せず、それ以前であつた可能性もあるが、少なくとも「作り道」というコアザが残るような拡充・整備が施されたのは、木津の河港としての重要性が増大する時期に並行すると考へるのが、無理のない解釈であろう。木津の発展は、その萌芽は平城京の成立と共にあつたかも知れないが、より直接的には恭仁京とそれに続く時代の東大寺の造営に負うものであることは異論がないと思う。

つぎにこの道路と泉橋との密接な關係に留意しなければならぬ。恭仁廃都後の天平一七年五月六日、『続日本紀』に「車駕到_二恭仁京泉橋_一于_二時_一。百姓遙望_二車駕_一拜_二謁道左_一。共称_二万歳_一。是日。到_二恭仁宮_一。」と記された泉橋は、『行基大菩薩行狀記』に「天平十三年_辛木津川に大橋をわたし、狛の里に伽藍を立、僧院として泉橋院と号す」とみえる大橋であり、その位置は古い泉橋寺の遺址に建つ現泉橋寺と

の關係から、g—hを結ぶところであつたことはまちがいない。とすれば、この事実またおのづからf—b道路の造作・拡充の時期をうかがわせる資となるであろう。以上を総合して考へると、この道路が恭仁京時代にもつとも重要な道路であつたことは確実である。私はこれを「作り道」と仮称する。

ところでこの作り道を南へたどると、盆地の南端で丘陵麓に沿つて南々西に屈曲し、現在国鉄関西本線が通じている小谷を通過つてコナベ古墳の北に達し、コナベ古墳の東辺を経て平城京東二坊大路か、または西辺を経て平城宮東張り出し部分（東宮）東辺路に達する（第9図）。今仮にこれを「コナベ越」と名付ける。これは木津と平城宮を結ぶ最短ルートであり、地形的にも何等の障害がない安易きまゝの道である。それにもかかわらず、これまでは諸家にほとんど注目されることがなく、通説はくりかえし歌姫越からいわゆる奈良坂越への変遷に触れるのみであつた。そこで通説は少なくとも次のように訂正されるべきであると考へる。平城遷都以前、大和と山背を結ぶ主道は歌姫越であつた。平城遷都以後においても、和銅四年（七一）の著名な都亭



第9図 恭仁京および周辺地域の概要

駅始置の記事にてらして、歌姫越が長く正道の地位にあったことは確かなようである。しかし平城京と木津との交通上のつながりが密接になるにつれて、さらに恭仁京の時代に至って一層、仮称「コナベ越」の交通量が増し、ここが実際上の主道となったことが考えられる。次いで平城遷都後、東大寺の造営に伴っていわゆる奈良坂越の利用が増し、平城廃都以後は西方の二ルートの衰微著しく、いわゆる奈良坂越が完全に主道の地位にのぼることになったのであると。ここまでの文中、奈良坂越を常に「いわゆる」を付して呼んだのは、第8図に示したように、木津側にあつては、いわゆる奈良坂越のルートに沿って「奈良道」というコアザが残り、コナベ越のルート沿い

にこそ「奈良坂」のコアザが残っているという事実に基づいている。もちろん山背と大和を結ぶ道としては、コナベ越が途中から東へ折れて奈良坂町に至るもの、つまり南北両側の「奈良坂」地名を結ぶものも考えられるのであるが、それら交通路の問題は別の機会に詳論することにして、ここでは「作り道」―「コナベ越」ルートの、恭仁京時代における重要性をくりかえし強調するにとどめたい。

以上のように考えられるとすれば、次には前述の「賀世山西道」がどの地点でこの「作り道」―「コナベ越」の主道につながっていたかが問題になる。賀世山西道が東から第8図点*i*付近に至って木津付近の平野に臨んだことは間違いないと思われる。しかしそこから西ないし西南のルートを復原することは、現状ではむづかしく、ただ左のような二つのルートを、可能性のあるものとして挙げ得るにすぎない。第一は点*i*から岡田国神社の前を通って点*b*に至る、終始鹿背山の西麓に沿うものである。西麓とはいっても必ずしも山麓傾斜変換線に沿うものではなく、ことにその北半部では、現在までに開拓されている山麓斜面のほぼ中央の高さのところを、等高線沿いに農道が通じていることに

よって、このルートを仮想した。岡田国神社以南の部分は国鉄関西線の敷設によって古い道路の痕跡は破壊されたが、明治二〇年測量の仮製地形図（二万分一、奈良）によると、この部分に道路、または道路の痕跡を思わせる狭長な地条が認められて、古くこのルートが存在した可能性を示唆するようである。もしこのように山麓を縫って点*b*まで賀世山西道が続いていたとすれば、これは恭仁宮と平城宮を最短距離で結ぶ道であり、また左右京の界線としても極めて格好のものであるといえよう。第二は点*i*または*j*付近からまっすぐ西行し、点*k*または*l*で「作り道」に合するものである。現在は国鉄木津駅のために付近の東西道路は若干変化しているが、仮製地形図（明治二二年測量、二万分一、木津町）によると、*i*―*k*を結ぶ古い道が確認される。

考えられる二つのルートとは以上の通りであるが、もとよりどちらか一つだけが存在したということにはならない。想像をめぐらすことになるが、東から点*i*に達しさらに点*i*―*b*を結ぶ文字通りの「鹿背山西道」があつて左右京の分界線をなしたと同時に、*i*―*k*ないし*j*―*l*を結ぶ道路もまた存し、木津の河港と恭仁宮のおかれた左京地区とを

最短距離で結ぶいわば産業道路として機能していた有様を思い描くのが自然ではないだろうか。

ともかく、現在の私は点i付近から西ないし西南の方向の木津周辺平野は右京に属し、その右京における都市計画の中心線として「作り道」が新たに開かれたかまたは整備拡充されたのであり、その道に合致するプランに乗っている現木津町の町割は、ことによると恭仁京の町割の痕跡を伝えるものではないかと予想していることを述べておきたいと思う。

六、むすびにかえて

以上屢説したところに限って、一枚の概要図にまとめたのが、前節に掲げた第9図である。同図における内容の乏しきは、そのまま恭仁京に関する残された研究課題の多さを物語っているといつてよいであろう。すぐさま思いうかぶ点だけをあげても、京城の限界はどこに求められるかという問題、それに関連して京城と郷域との問題、京内諸施設、たとえば東西市の位置の問題、京内宅地割や本稿で触れた以外の道路の問題、恭仁京と山背国府、相楽郡家、岡田

駅、銚銭司など地方官衙・工房との位置関係の問題などその数は多い。それらのうちのいくつかについては、本稿で試みたと同じ方法によって、既に問題解明のきっかけを得、検討を加えつつあるのであるが、なおしばらく考察の時間をかり、その発表は第二報以下にゆずりたいと思う。大胆・粗雑な議論・記述に終始した本稿ではあるが、内容に關して諸賢の御叱正をいただければ幸いである。

〔付記〕

現地での実測にあたっては京都大学大学院の金田章裕・高橋誠一、学部学生秋山元秀の三氏にお手伝い願った。また、加茂・木津両町役場では、地籍図の閲覧に便宜をはかっていただいた。心から御礼を申し上げる。なおまた、本稿は昭和四三年度文部省科学研究費（総合研究、代表者京都大学藤岡謙二郎教授）による研究成果の一部であり、その概要は四四年度歴史地理学会大会において口頭で発表した。

- ① 代表的なものを例示すると、喜田貞吉は「今瓶原村に園分寺の遺址を伝へて居るのは、即ち当時の大極殿の所在地と見て宜からう」(『〕帝都』、昭和一四年、日本学術普及会、二〇三頁)と述べ、大井重二郎も「大極殿の遺構が、瓶原村役場の地に残り、……」(『〕上代の帝都』、昭和一九年、立命館出版部、二七六頁)と記している。
- ② 工藤圭章「平城京と平城宮」、『日本の考古学』Ⅶ、昭和四二年、河出書房、所収。
- ③ 『京都府相楽郡誌』、大正九年、三七一頁。

- ④ 谷岡武雄『平野の開発』、昭和三九年、古今書院、三六〇三七頁。
- ⑤ 『平城宮発掘調査報告Ⅱ』、昭和三七年、一一二頁。
- ⑥ 斎藤忠『日本古代遺跡の研究 総説』、(昭和四三年、吉川弘文館)で、著者は朝堂院を大極殿地区、朝堂地区、朝集殿地区の三つに地区区分して呼んでおり、これが便利な呼称であるため、本稿でも用いる。
- ⑦ 前掲注⑤
- ⑧ 前掲注③、三七三〜三七四頁。
- ⑨ 前掲注⑤
- ⑩ 『平城宮発掘調査報告Ⅲ』、昭和三八年、五二頁。
- ⑪ 山根徳太郎「難波宮大安殿」、『日本歴史考古学論叢』、昭和四一年、吉川弘文館、所収。
- ⑫ 平城宮第一次朝堂院・内裏から第二次のそれへの移建年代について、調査当初は(1)天平末年、(2)天平勝宝年間、(3)天平宝字年間のいずれかであると考えられていた(『報告書Ⅲ』)。しかしその後の調査で、第二次内裏北東隅外側、大宮垣内側にあたる土壇から天平末年の年号が記された木簡が集中的に出土し、これが第二次内裏建設の時期に一度に埋められたものと解されるようになったことで、天平末年説が重要視されるに至ったという。これについては奈良国立文化財研究所狩野久氏の御教示を得た。
- ⑬ 前掲注③、三八四〜三八六頁参照。
- ⑭ 奈良国立文化財研究所宮沢智士氏の御教示による。
- ⑮ 平城宮応天門南の玉石敷部分の幅、朝堂院南辺と宮城南辺の間隔については、宮沢氏の御教示による。
- ⑯ 前掲注③、三七二頁。

- ⑰ 前掲注③、三七四頁。
- ⑱ 前掲注③、三七四頁。

⑲ 高橋一氏の御教示によると、藤原京城では田じめの下に淤泥のうまった水路遺構が見出されることが多いということであり、従ってこどもなお今後の調査の要はある。

⑳ 木下良「山城国府の所在とその移転」、『同志社大学人文科学研究 所・社会科学』三一・三(合併号)、昭和四三年。

㉑ 泉橋院(寺)の創建については、『三代実録』貞観一八年三月三日の記事に「是日。山城国泉橋寺申騰曰。故僧正行基。五畿境内建立卅九院。泉橋寺是其一也。泉河渡口。正當寺門。河水流急。橋梁易破。毎遭洪水。行路不通。……」とあって『行状記』の記載の確かさがほとと認められるが、たゞ創建年については『行基年譜』(『続々群書類従』所収)に

「行年七十三歳庚辰

聖武十七年 天平十二年

発芥泉橋(橋?)院

隆福尼院

已上山城国相楽郡大狛村泉橋院」

とあって、『行状記』と一年のちがいがあり、それ故に大橋の建造も天平十二年であった可能性もある。しかしこの一年のちがいは小論を進める上では問題とするに足らない。

(大阪府立大学教養部講師)

les pays où il se développe, et notamment en Grande-Bretagne. L'Atelier songe à créer des liens de solidarité entre les classes laborieuses en Grande-Bretagne et France. A la veille de 1848, voilà, il me semble, l'expression d'une prise de conscience de classe d'ouvriers français devant le capitalisme mondial en formant.

A Geographical Study of One of the Ancient
Capital Cities in Japan, Kuni-kyo 恭仁京

by

Kenryo Ashikaga

Through the examination of the roads, ditches, footpaths and micro topography by the aerial photographs of one ten-thousandth with the observation and survey of the necessary spots, the author is to trace back the plan of Kuni-kyu-chodoin 恭仁宮朝堂院, Dairi 内裏, Daidairi 大内裏 (court area) and the main streets of the metropolis.

The result was as follows ;

(1) the plain surface was recognized which was thought to be the site of Chodoin 朝堂院, divided all around by the natural or artificial small cliffs and clear ditches, about two hundred meters from east to west and about five hundred from south to north.

(2) the site nearly on the north of the Chodoin was assumed to be Dairi, enclosed with the square ditch of a side which about two hundred meters long.

(3) As a result of drawing the site of Kuni-kyu (Daidairi) with eight cho 町 (about one thousand meters) square around the assumed Chodoin and Dairi, the site is naturally thought to be the court area, judging from every point such as the pattern of roads or ditches, topography and the place name.

(4) Still more in the Kizu 木津 area, considered as Ukyo 右京 in Kuni-kyo 恭仁京, the site of the road was found which played the most important part in the contemporary and was possibly constructed in the period of Kuni-kyo.